

平成30年度 市税等納期のお知らせ

■平成30年度 市税等納付期限一覧表

納付期限	市県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	市県民税 (特別徴収)
平成30年 5月 1日					第1期		毎月10日
5月31日		第1期 全期前納	全期				
7月 2日					第2期		
7月17日	第1期*1 全期前納						
7月31日		第2期		第1期		第1期	
8月31日	第2期			第2期	第3期	第2期	
10月 1日				第3期		第3期	
10月31日	第3期			第4期	第4期	第4期	
11月30日				第5期		第5期	
12月25日		第3期		第6期	第5期	第6期	
平成31年 1月31日	第4期			第7期		第7期	
2月28日		第4期		第8期	第6期	第8期	

* 1…口座振替は7月31日に引き落としします。

■注意事項

- 市県民税(特別徴収)は口座振替に対応しておりません。
- 口座振替日は、各納付期限日と同日になります(市県民税(普通徴収)第1期のみ別日)。
- 残高不足等で振替不能になった場合は、翌10日(休業日の場合は翌営業日)に再振替を行います。
- 新たに口座振替をご利用の場合は、市内金融機関または税務収納課へお問い合わせください。
- 災害、傷病等の理由により納付期限内に納付ができない場合は、お早めに税務収納課へご相談ください。
- 納付期限日までに納付されなかった場合、督促状が送付されます。督促状送付日以降は督促手数料が追加徴収となりますので、納付期限日までに納め忘れないようご注意ください。

■市税等の収納業務を委託

市では、市税等のコンビニエンスストアでの収納業務を法令に基づき地銀ネットワークサービス株式会社に委託しています。

■問い合わせ 税務収納課 収納推進担当(内線163~166)

国保の4月からの制度変更のお知らせ

国民健康保険に係る高額療養費の多数該当が都道府県単位で通算されます。

山梨県内の転居であれば、高額療養費の多数該当回数が通算されるようになります。

【表1】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
				↑ 同じ都道府県内のほかの市町村へ転居			ここから該当
平成30年4月以降	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
				ここから該当			

入院した時の食事の自己負担が変わります。

住民税課税世帯の入院時食事代標準負担額が変わります。

【表2】

①	一般(②、③以外の方)	一食 460円	
②	住民税非課税世帯 (70歳以上は低所得Ⅱ)	90日までの入院(過去12ヶ月以内の日数)	一食 210円
		90日を超える入院(過去12ヶ月以内の日数)	一食 160円
③	②のうち所得が一定以上に満たない70歳以上の方(低所得Ⅰ)	一食 100円	

※赤字の部分が平成30年4月から変わるところです。
※②、③の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院時に提示する必要があります。
国保年金担当で申請し交付を受けてください。

■問い合わせ 市民生活課 国保年金担当(内線127~129・137)